

測量作業規程の承認申請（測量法第33条）について

作業規程の準則の全部を改正し、平成20年4月1日より適用しました（平成20年国土交通省告示第413号）。

これに伴い、これまでの各測量計画機関で作成され申請済みの測量作業規程を変更していただく必要があります。

（別紙1）（別紙2）を参考の上、当該地方の地方測量部等へ申請の手続きをしていただきますようお願いします。

また、新規に測量作業規程を申請する場合は、（別紙3）（別紙4）を参考の上、当該地方の地方測量部等へ申請の手続きをしていただきますようお願いします。

なお、各測量計画機関における適用日については、測量作業規程の承認（変更承認）日以降にしてください。

変更承認申請書

文書番号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

市長 印

公共測量作業規程の変更承認申請書

平成 年 月 日付け国国地第 号で承認された 市 測量作業規程を別添のとおり変更したので測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

計画機関	担当課(送付先)	計画機関所在地	準用規程
市	課 係	〒 - 市 町 番地 TEL 000-000-0000	作業規程の準則 (平成20年国土交通省告示第413号)

市公共測量作業規程

市公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「市が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(文中の「市」は、測量計画機関の名称等です。)

承認申請書

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

市長 印

公共測量作業規程の承認申請書

標記について、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、別添（市 測量作業規程）のとおり定めましたので承認を申請します。

計画機関	担当課(送付先)	計画機関所在地	準用規程
市	課 係	〒 - 市 町 番地 TEL 000-000-0000	作業規程の準則 (平成20年国土交通省告示第413号)

市公共測量作業規程

市公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「市が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(文中の「市」は、測量計画機関の名称等です。)